

令和5年度  
コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動  
実施状況調査の結果（概要）

補足資料

令和5年11月28日

## 目次

調査概要	■ コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要	1
集計データ	■ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況	2
	■ コミュニティ・スクールの導入状況-学校数-	3
	■ コミュニティ・スクールの導入率	4
	■ コミュニティ・スクールの導入率(3か年の推移)	5
	■ コミュニティ・スクールの導入状況-自治体数-	6
	■ コミュニティ・スクールの自治体導入率	7
	■ コミュニティ・スクールの自治体導入率(3か年の推移)	8
	■ 地域学校協働本部の整備状況-学校数-	9
	■ 地域学校協働本部の整備率	10
	■ 地域学校協働活動推進員等の内訳	11
	■ 地域学校協働活動推進員等の配置状況（自治体配置率）	12
	■ 地域学校協働活動推進員等の配置状況（1校当たり配置人数）	13
	■ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況	14
	■ 『類似の仕組み』の実施状況	15
■ 『類似の仕組み』の実施状況(3か年の推移)	16	
参考事例	■ CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現（茨城県牛久市）	17
	■ CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）	18
	■ CSと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進（岡山県浅口市）	19
	■ 専門高校におけるCSを活用した産学官の連携（広島県）	20

## 令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要

**調査基準日** 特に指定がない場合、令和5年5月1日

**調査対象** 都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む）

**調査方法** 都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収。指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収。

**主な調査項目**

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況
- 地域学校協働本部の整備状況
- 地域学校協働活動推進員等の配置状況 等

**調査対象校種**

- 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校

**備考**

- 令和5年度学校基本調査の結果(速報値)における公立学校を対象とし、本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。
- なお、学校基本調査と同様、以下の扱いとしている。
  - ※ 本校と分校は分けて回答する。
  - ※ 定時制・通信制の学科がある学校は全学科で1校として回答する。
  - ※ 分教室は回答の対象としない。

# コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和5年5月1日  
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437園 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

※ 括弧内は令和4年度の調査結果

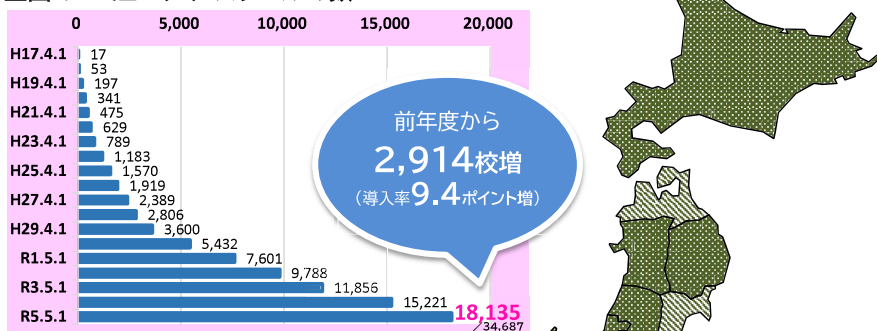
2

## コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

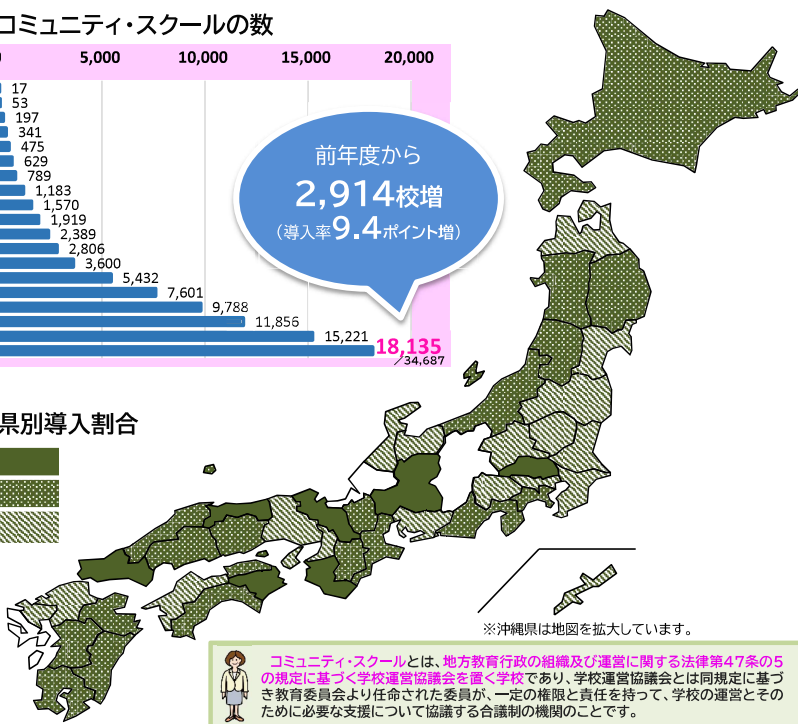
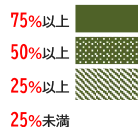
令和5年5月1日  
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数: **18,135**/34,687校  
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)  
全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

### 全国のコミュニティ・スクールの数

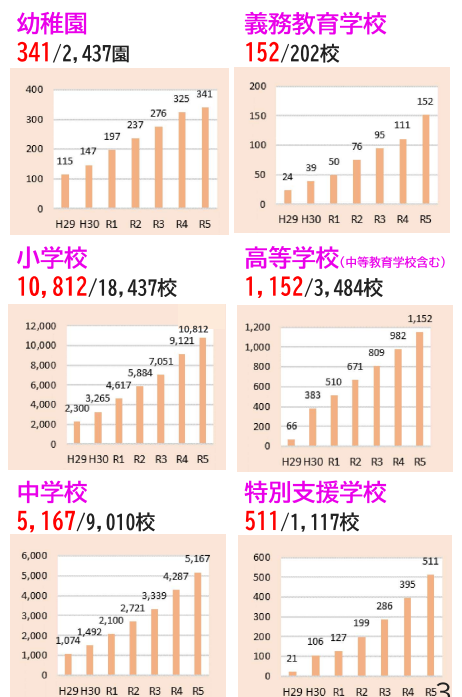


### 都道府県別導入割合



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

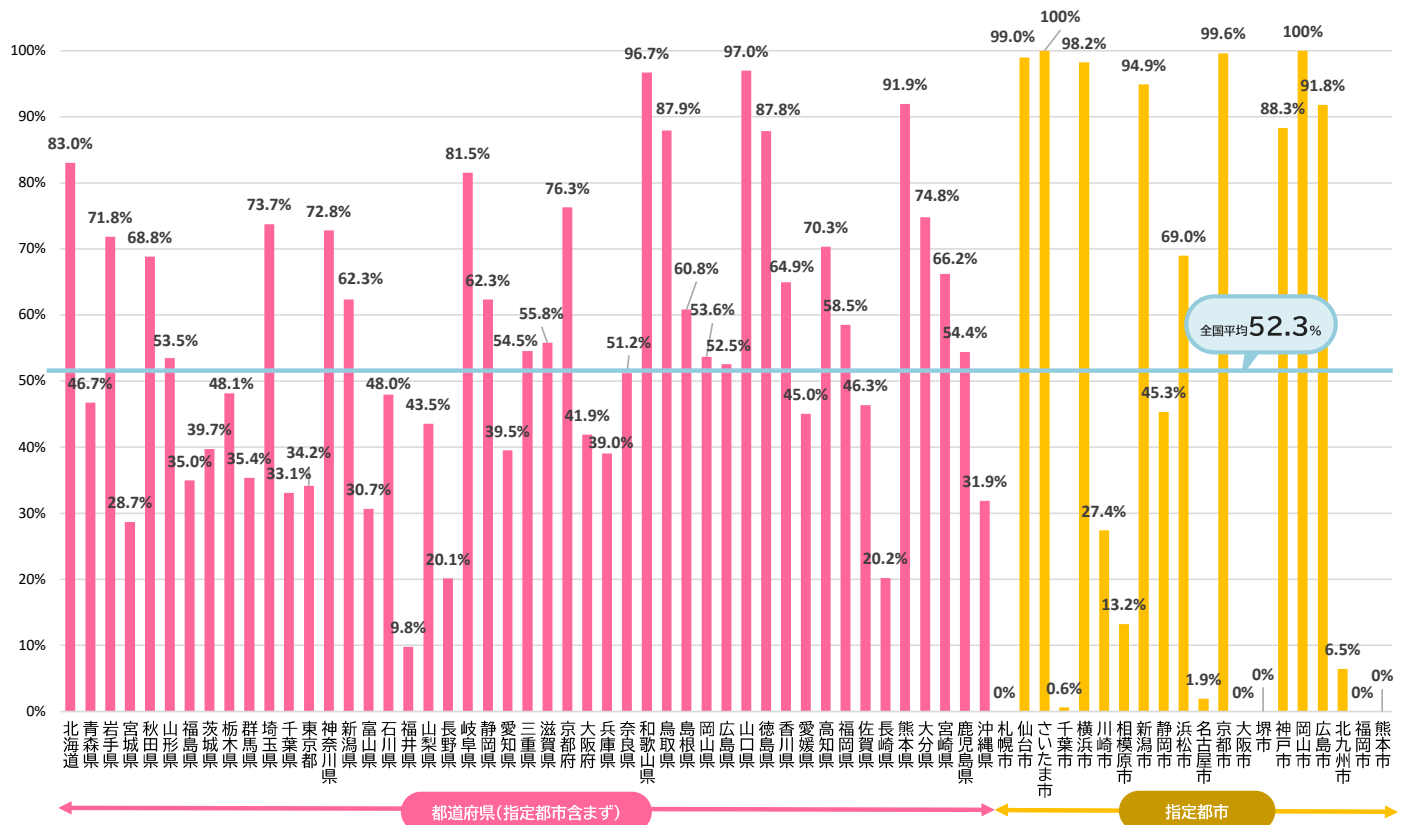
### 校種別導入校数の推移



# コミュニティ・スクールの導入率

令和5年5月1日  
時点

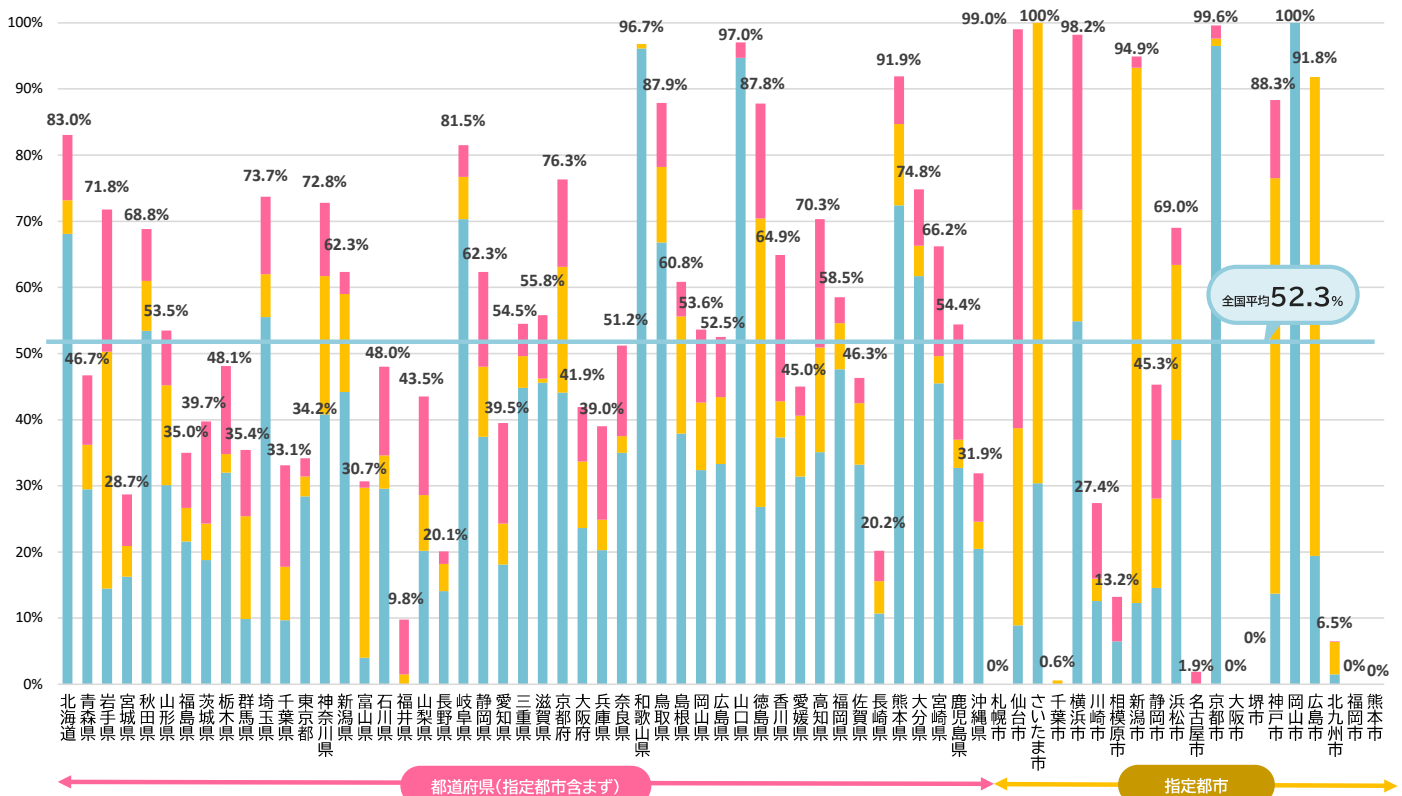
## 都道府県・指定都市別/全学校種



# コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

各年度とも  
5月1日時点

## 都道府県・指定都市別/全学校種

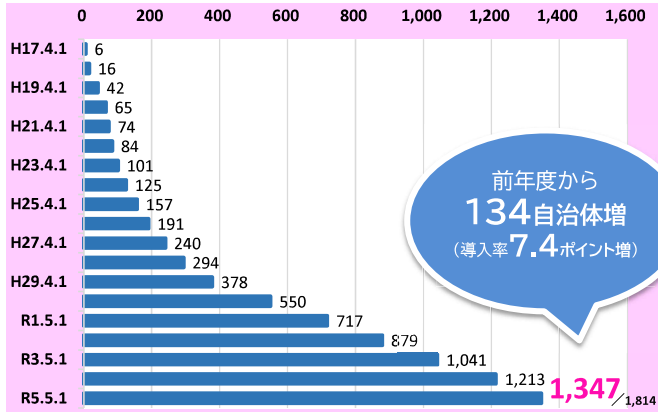


コミュニティ・スクールを導入している自治体数: **1,347自治体**  
(38都道府県、15指定都市、1,277市区町村、17学校組合)

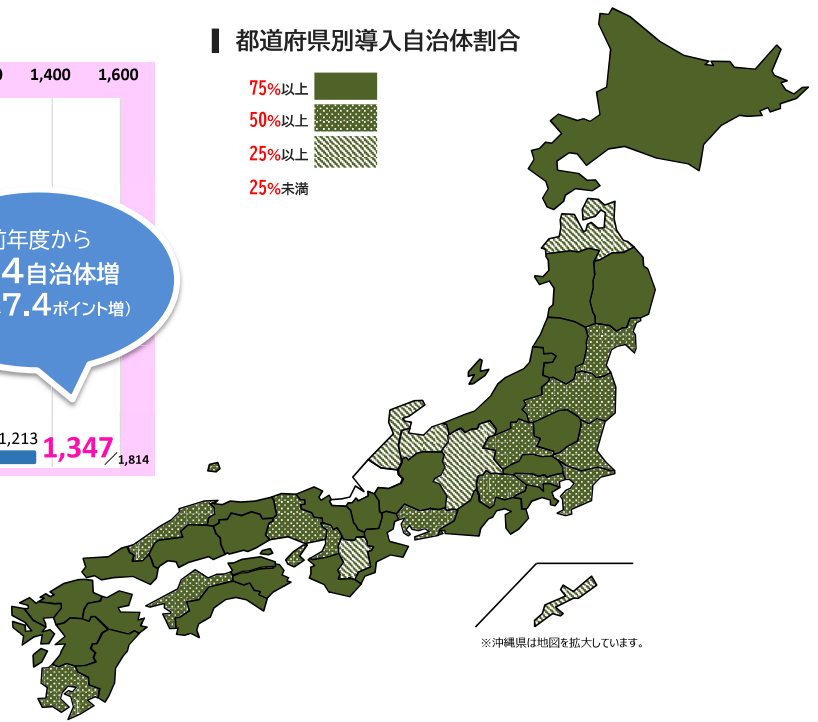
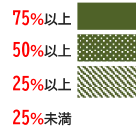
全国の自治体のうち、**74.3%**がコミュニティ・スクールを導入

※ 自治体とは、公立学校設置者のこと。

## コミュニティ・スクールを導入している自治体数



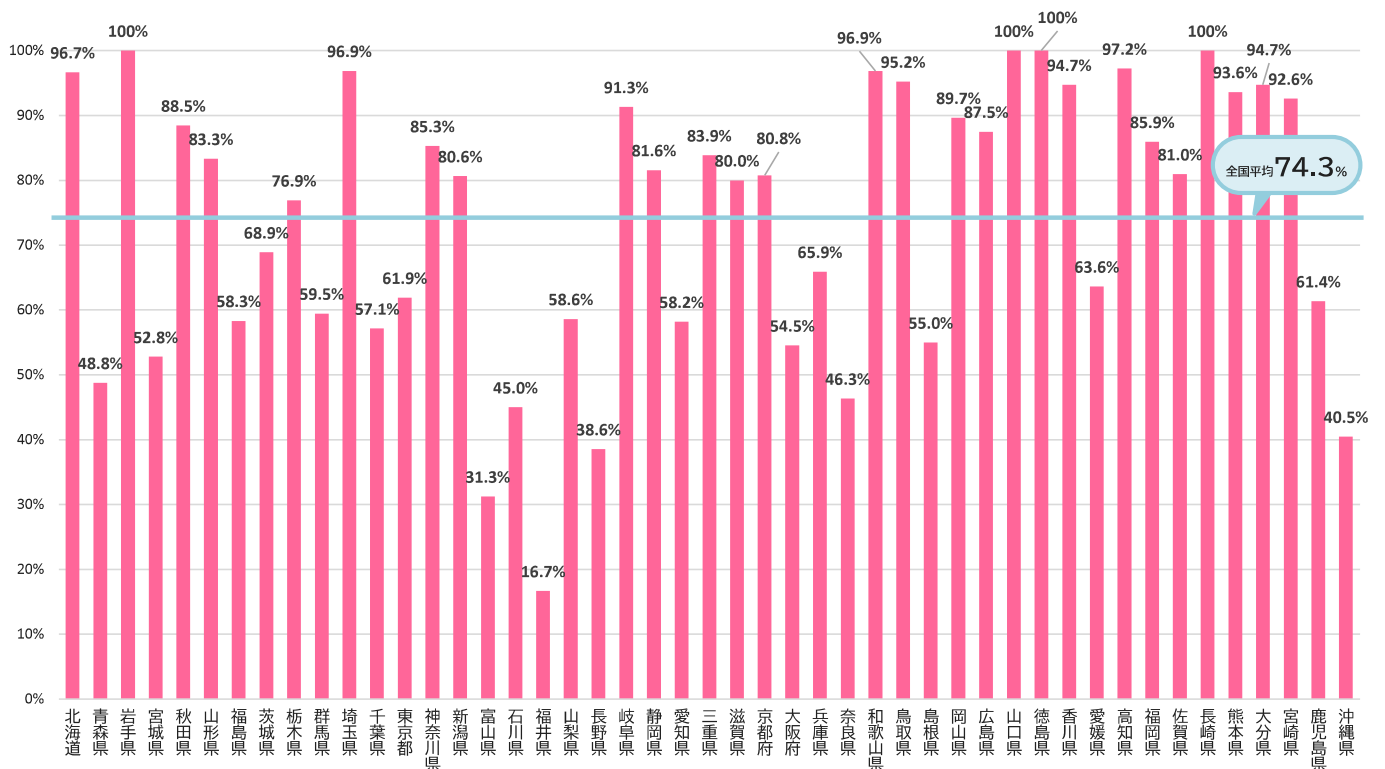
## 都道府県別導入自治体割合



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

# コミュニティ・スクールの自治体導入率

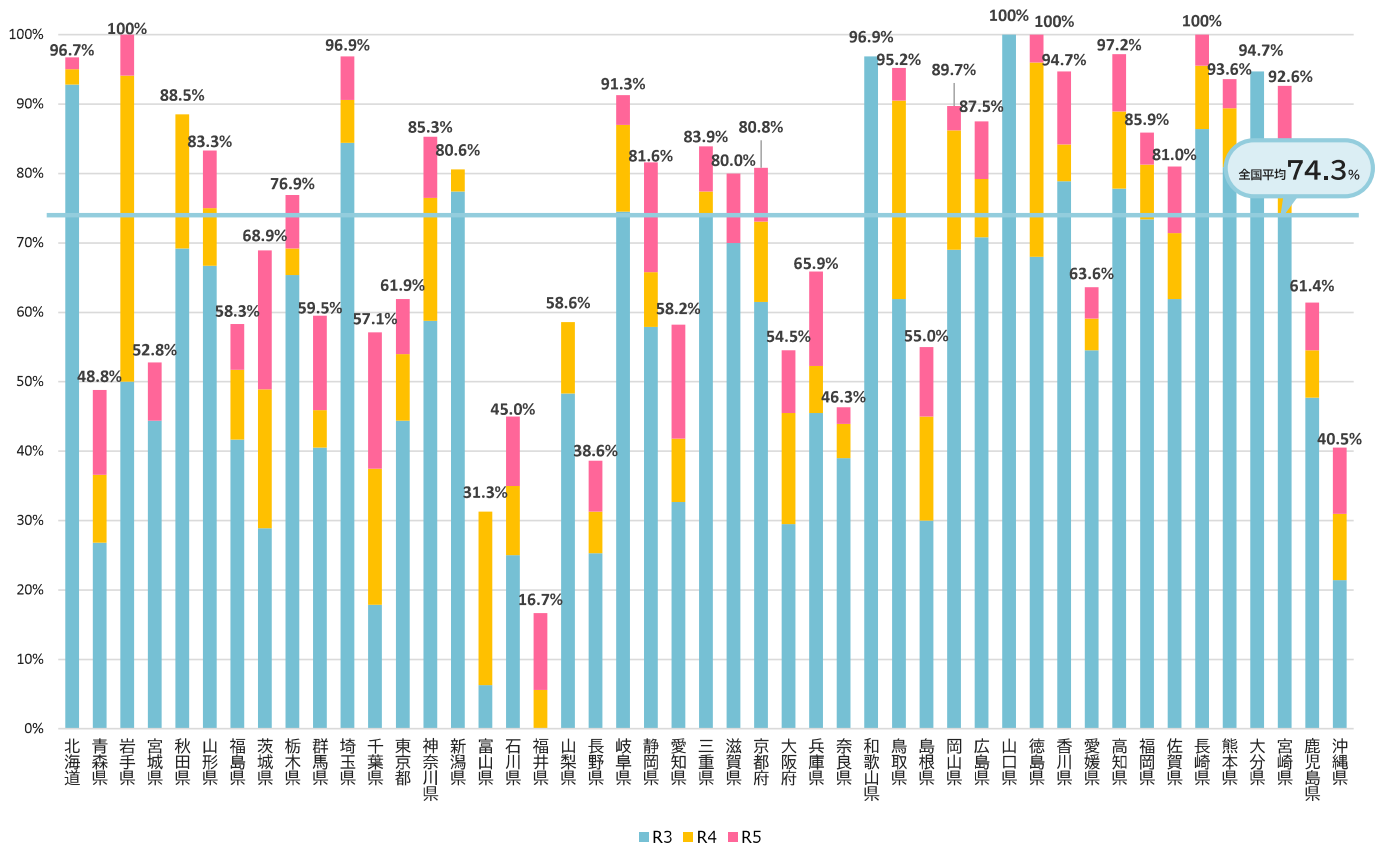
## 都道府県別(指定都市含む)/全学校種



# コミュニティ・スクールの自治体導入率 3か年の推移

各年度とも  
5月1日時点

## 都道府県別(指定都市含む)/全学校種

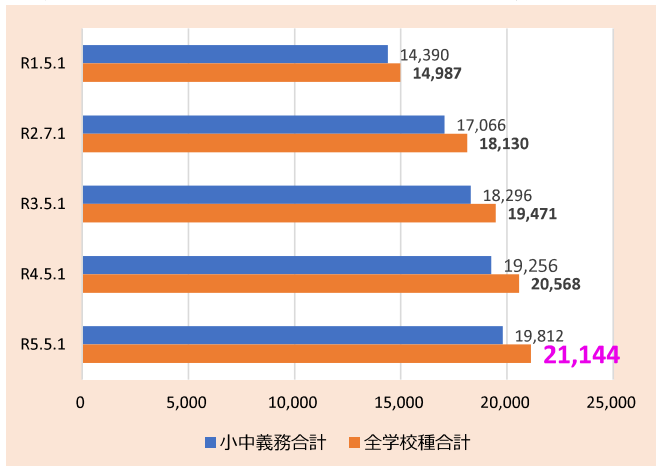


# 地域学校協働本部の整備状況 -学校数-

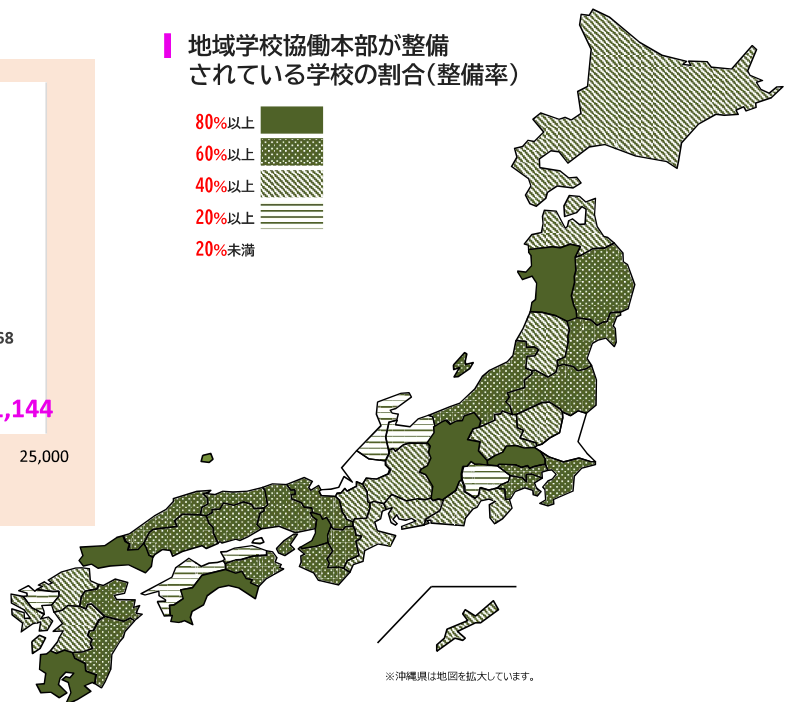
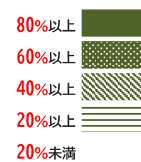
令和5年5月1日  
時点

地域学校協働本部が整備されている公立学校数: **21,144/34,687** 校  
全国の公立学校のうち、**61.0%**がカバーされている

## 地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



## 地域学校協働本部が整備されている学校の割合(整備率)

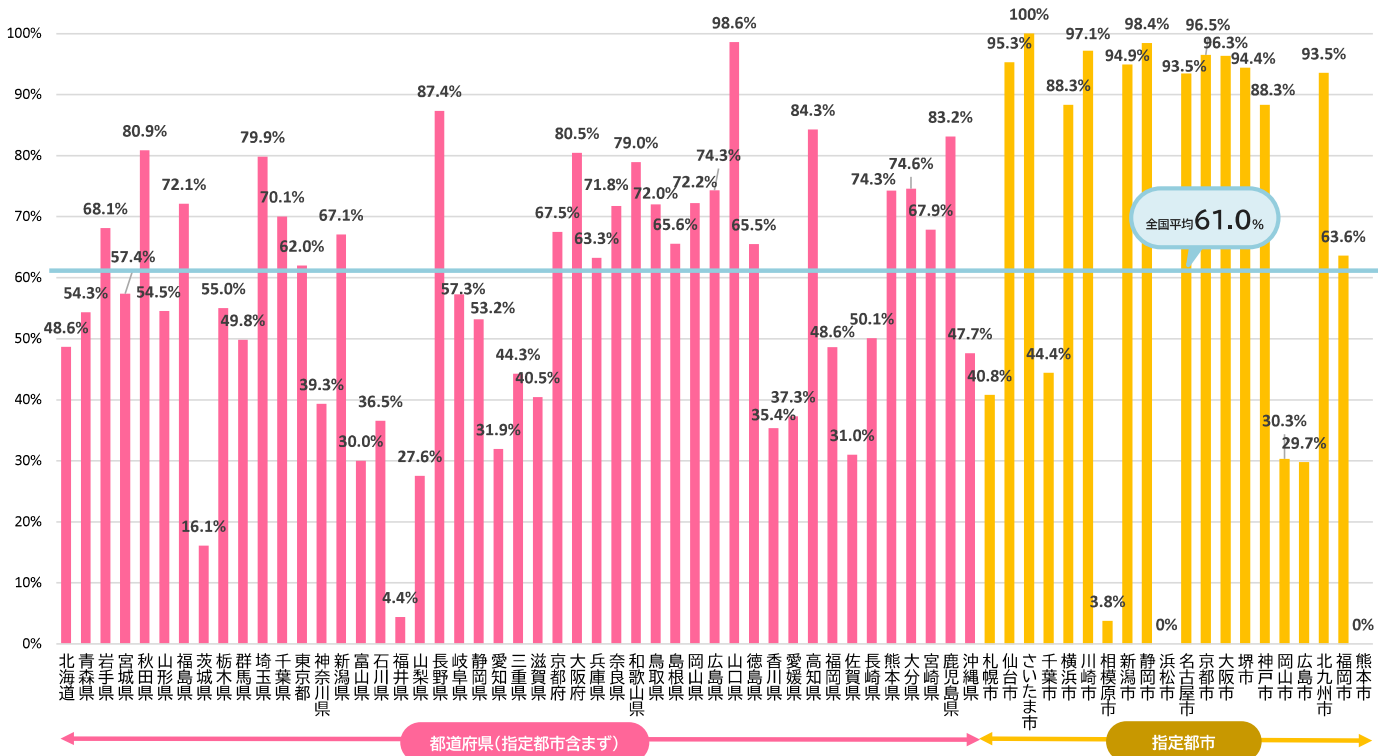


● **地域学校協働本部**とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。  
 <地域学校協働本部の要素>  
 ①コーディネーター機能  
 ②多様な活動(地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)  
 ③継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)  
 ● **地域学校協働本部が整備されている**とは、地域学校協働本部のコーディネーターのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務局があるものではありません。

# 地域学校協働本部の整備率

令和5年5月1日  
時点

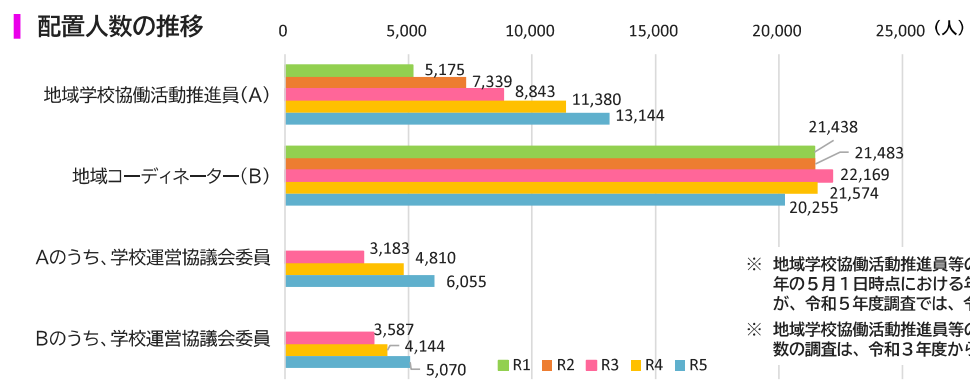
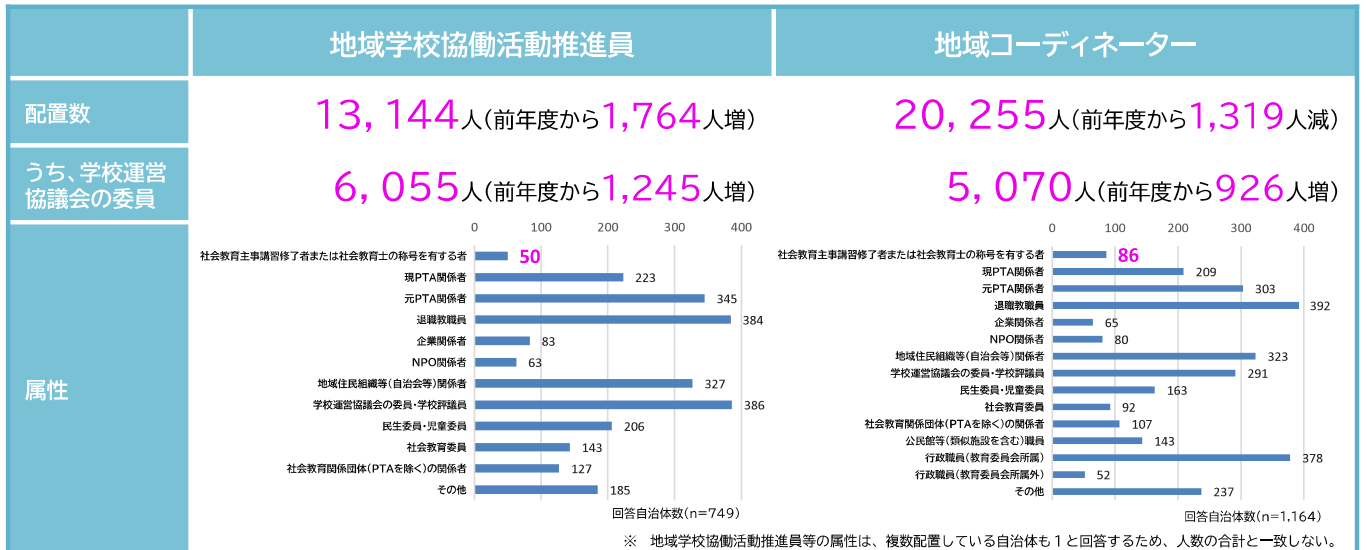
## 都道府県・指定都市別/全学校種



10

# 地域学校協働活動推進員等の内訳

令和5年5月1日  
時点



**地域学校協働活動推進員**  
地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う中で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者。

**地域コーディネーター**  
社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されていないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。

※ 地域学校協働活動推進員等の配置状況については、令和4年度調査までは、当該年の5月1日時点における年度内の予定を含めた状況について回答を求めているが、令和5年度調査では、令和5年5月1日の状況について回答を求めている。

※ 地域学校協働活動推進員等のうち、学校運営協議会委員として任命された者の人数の調査は、令和3年度から行っている。

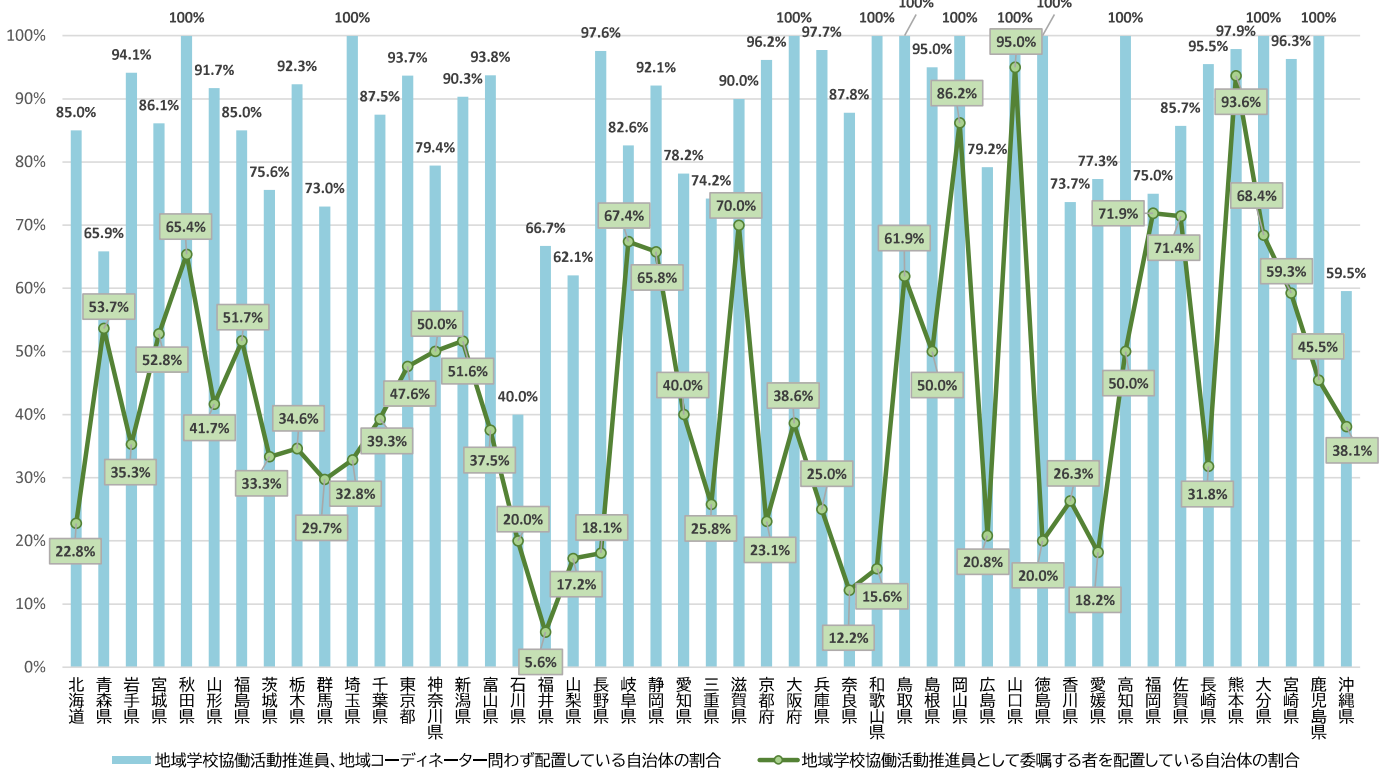
11

# 地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率

令和5年5月1日  
時点

## 都道府県別(指定都市含む)の配置状況

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている(1人以上いる)自治体の割合と、  
このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合

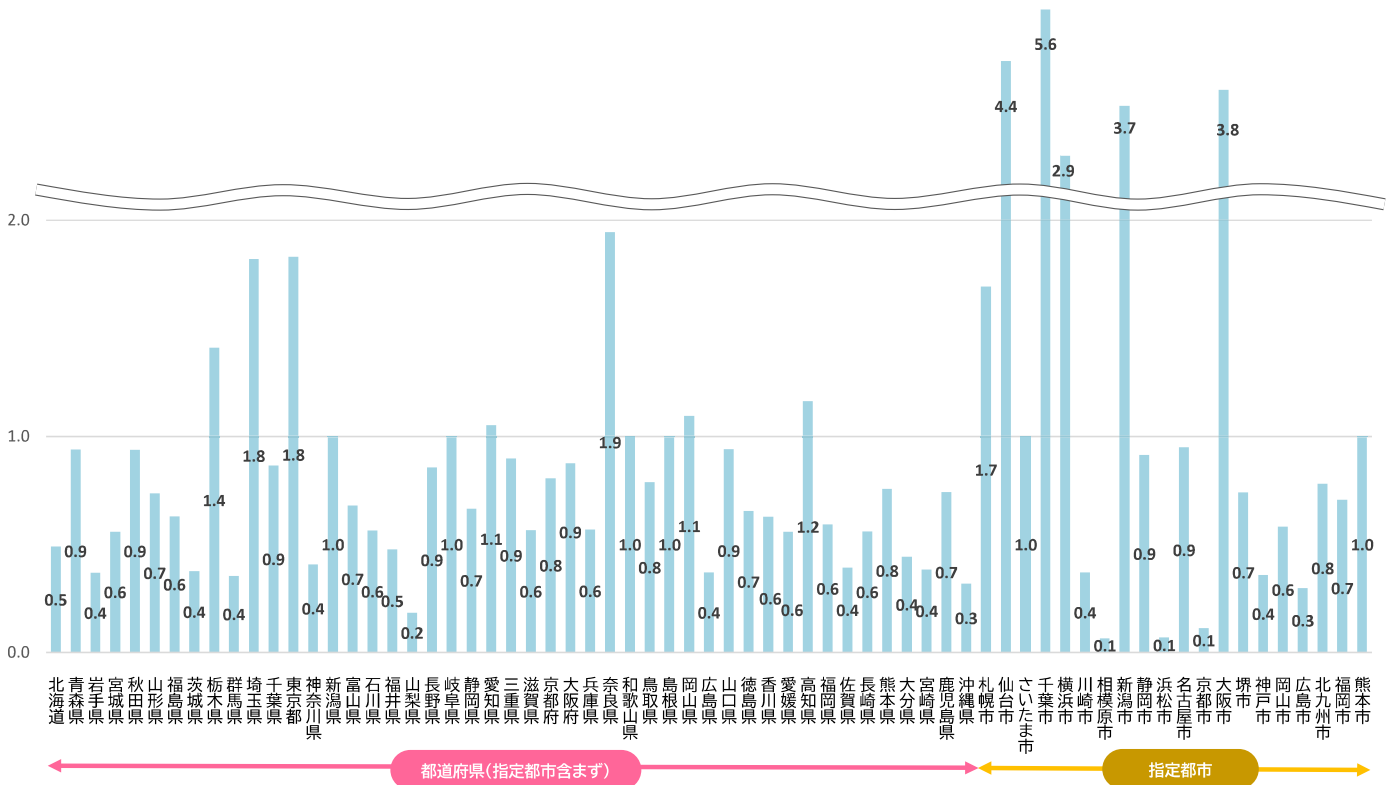


12

# 地域学校協働活動推進員等の配置状況 1校当たり配置人数

令和5年5月1日  
時点

## 都道府県・指定都市別の配置状況



13

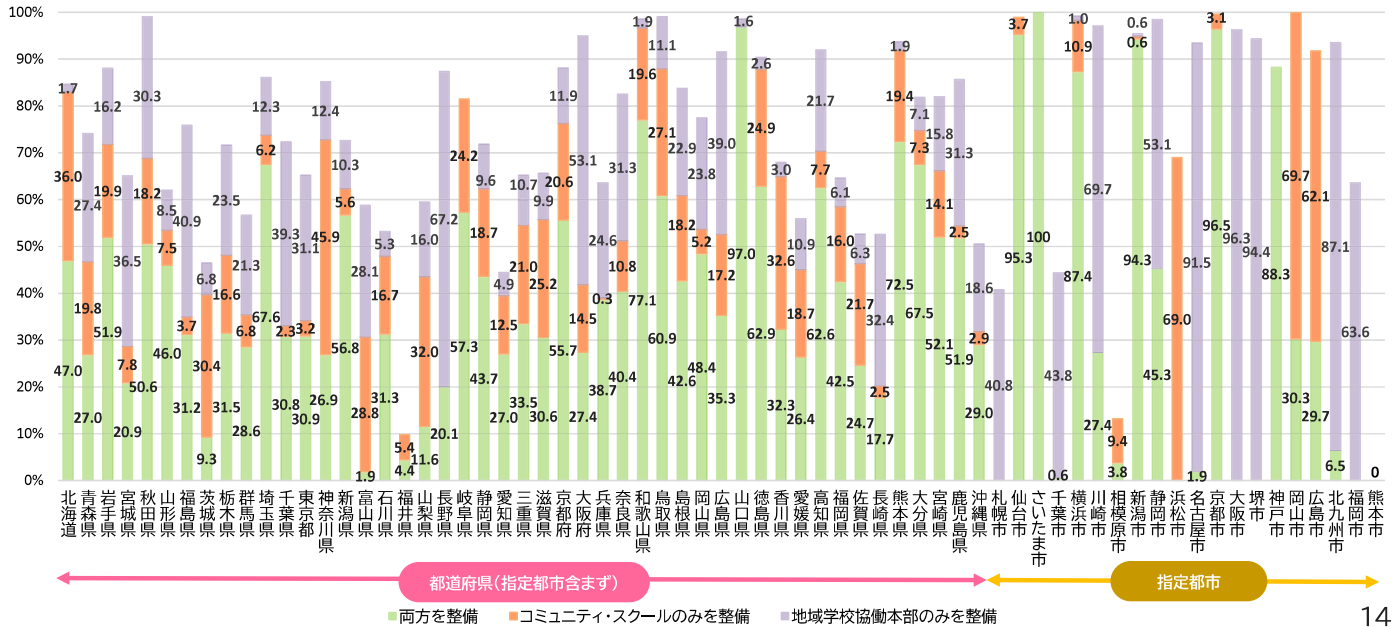
# コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

令和5年5月1日  
時点

全国の公立学校のうち、**38.9%**が  
コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を  
一体的に整備している。

学校の状況	校数	割合
両方を整備	13,486校	38.9%
コミュニティ・スクールのみを整備	4,649校	13.4%
地域学校協働本部のみを整備	7,658校	22.1%
両方とも整備されていない	8,894校	25.6%
合計	34,687校	100.0%

## 都道府県・指定都市別/全学校種



# 『類似の仕組み』の実施状況

各年度とも  
5月1日時点

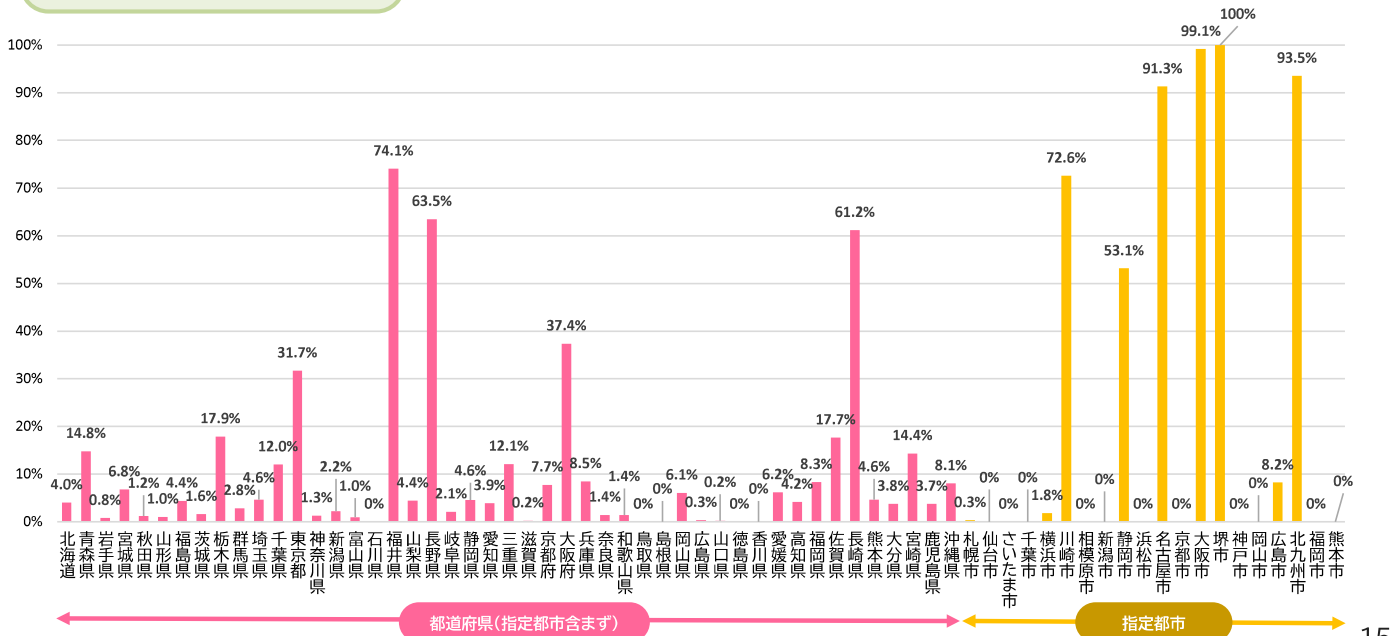
## 『類似の仕組み』 の定義 (本調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

## 『類似の仕組み』実施校数

学校種	令和5年度
幼稚園	279園
小学校	2,696校
中学校	1,333校
義務教育学校	15校
高等学校	385校
中等教育学校	5校
特別支援学校	105校
合計	4,818校

## 都道府県・指定都市別/全学校種





# 『類似の仕組み』の実施状況 3か年の推移

各年度とも  
5月1日時点

## 『類似の仕組み』 の定義 (本調査におけるもの)

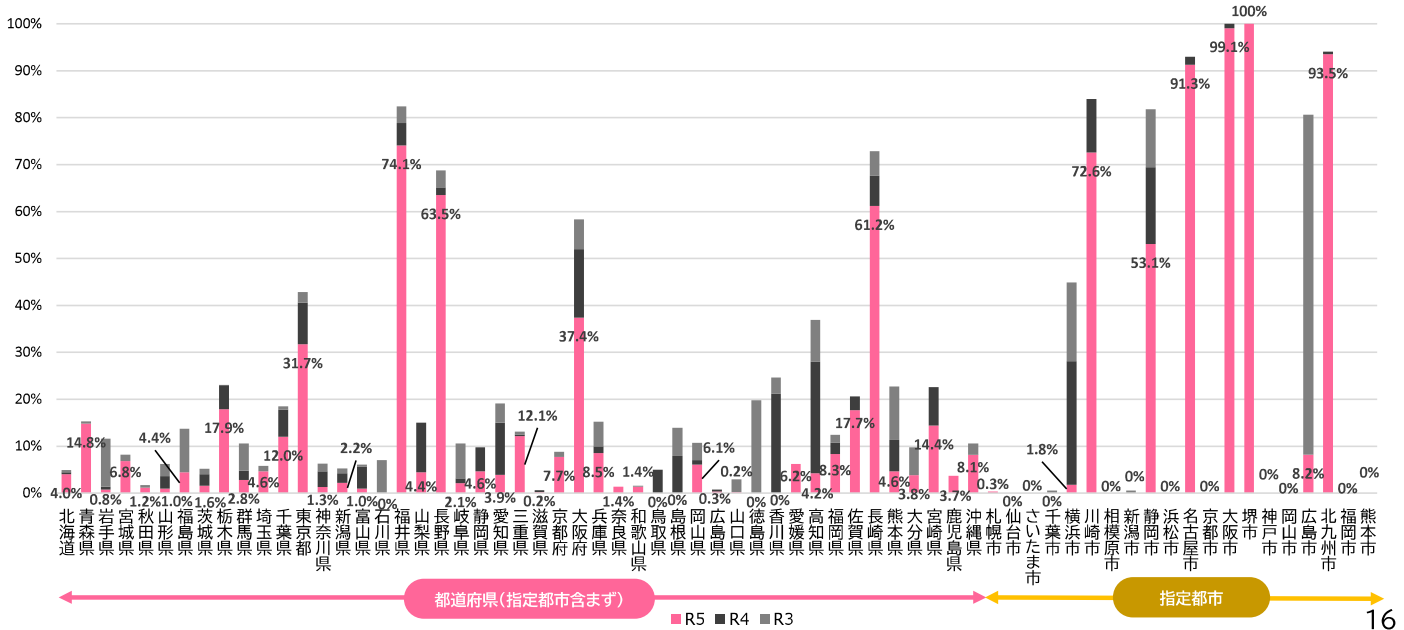
- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

『類似の仕組み』実施校数

学校種	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	431園	338園	279園
小学校	3,919校	3,532校	2,696校
中学校	1,869校	1,716校	1,333校
義務教育学校	16校	16校	15校
高等学校	486校	423校	385校
中等教育学校	7校	6校	5校
特別支援学校	131校	121校	105校
合計	6,859校	6,152校	4,818校

## 都道府県・指定都市別/全校種

※ 令和5年5月1日時点の数値のみ、表示している。



## 【事例】CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現（茨城県牛久市）

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟識することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

### 取組に至った背景

- ◆ 牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆ 児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

### 特徴的な取組

- ◆ 校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。  
→ 授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。**
- ◆ 学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟識により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆ 子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。  
→ **子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆ 一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。  
→ **若者の視点を取り入れたことで熟識の活性化**につながった。

### 成果・効果

- ◆ 地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、**「社会に開かれた教育課程」を表現**。  
→ **子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。**
- ◆ 授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。  
→ **質の高い学びにつながり、子供たちの学力向上にも寄与**。

### 牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、**子供たちの学びの実態について理解を深める。**



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい**資質・能力や地域学校協働活動の在り方等**について熟識。



熟識の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に**地域の活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画**。



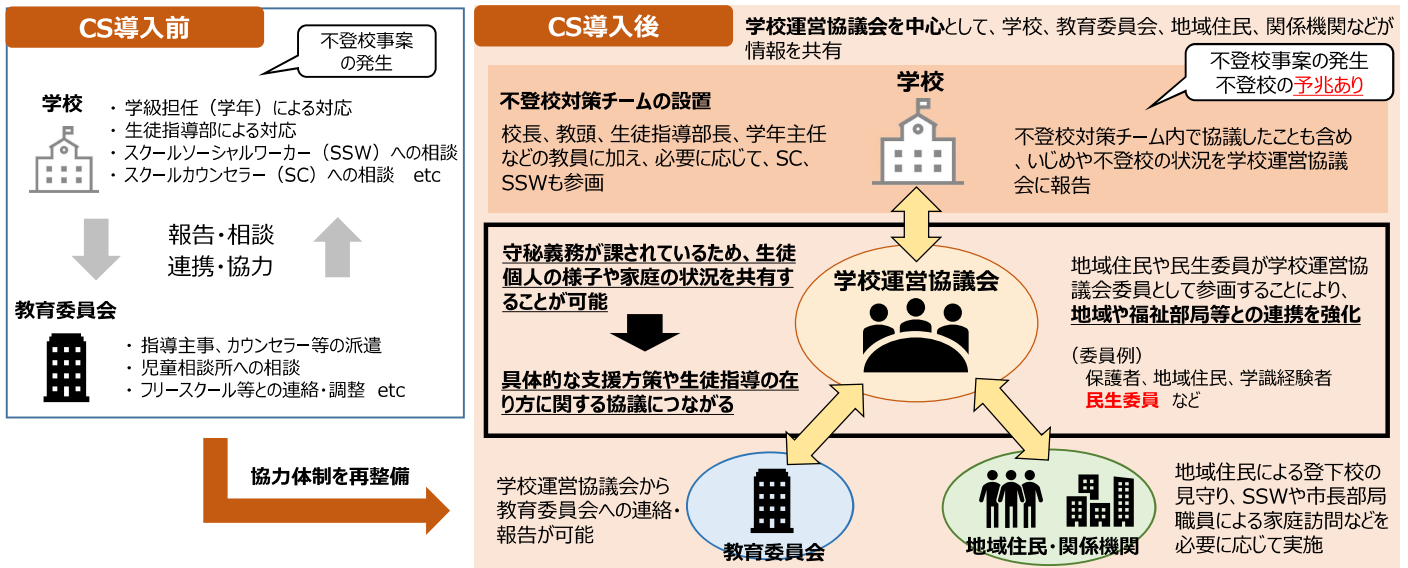
地域の思いや願いに触れた子供たちは、**主体的に地域活性化に寄与する様々な取組**を実践。地域に貢献することによって**味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ**。

### 市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わって**いきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して**くださることで**子供たちの学びの質が高ま**っています。

## 【事例】CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



### 登別市の不登校児童・生徒数の推移 CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

### 成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

18

## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

### 方針・目標の設定

### 取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

### 働き方改革への効果

#### 鴨方東小学校

#### 業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

#### 時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議：終礼改善
- 勤務時間の記録 など

#### 環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

#### 寄島小学校

#### チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

#### ① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

（例）教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討 → できる改善から速やかに着手



#### ② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

（例）見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更  
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

#### ③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

（例）コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート → 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

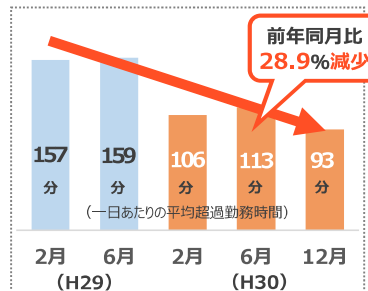
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

#### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合（％）
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

#### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



（鴨方東小学校資料より作成）

19

## 【事例】専門高校におけるCSを活用した産学官の連携（広島県立庄原実業高校）

広島県立庄原実業高校は、学校運営協議会やコンソーシアムの仕組みを活用し、産学官が連携・協働した教育課程の実施などの地域と産業界、専門高校が一体となった取組を進めることで、地域の未来創造に貢献できる人材を育成している

### 取組概要

- ◆コミュニティ・スクールの取組をきっかけとして「庄原ひとづくりコンソーシアム」を結成し、産学官が連携して、地域の持続的な成長を牽引する最先端の農業人材（スマート農業等の担い手）の育成に向けた取組を進めている

### 工夫・ポイント

- ◆学校運営協議会の委員と地域の産学官の関係者たちが対話を重ねながら活動することで、関係者全員で目標・課題の共有が可能
- ◆産学官との協働研究の成果について生徒たちが委員に発表することで、学校運営協議会における効果的な改善策の議論につながっている

### 特徴的な取組

- ◆学校運営協議会での協議をもとに、以下の助言や援助を実施
    - ・科目「課題研究」に係る生徒への指導・助言、学習成果発表会での審査
    - ・最先端の農業技術習得のための実習に係る講師選定・講師との連携
- ⇒産学官と連携・協働した最先端の農業教育（スマート農業等）を実現

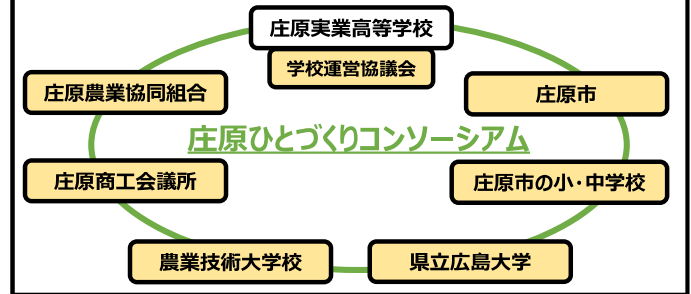
### 成果・効果

- ◆現在学んでいる学校・学科に進んだことを大変よかったと思っている生徒の割合  
庄原実業高校：83.7%（回答対象高等学校の平均値43.1%）
- ◆地域に関する学習や体験活動を行うことで、地域の良さに気づくことができた生徒の割合  
庄原実業高校：85.4%（回答対象高等学校の平均値78.6%）

### 産学官の連携体制

学校運営協議会での協議内容、学校や地域の目標・課題を「庄原ひとづくりコンソーシアム」と共有することで、産学官が連携・協働した教育課程を計画的・体系的に実施

■：学校運営協議会にも参画



### 系統的な教育カリキュラムの実施

1 学年科目  
「農業と環境」  
地域の課題を知り、  
解決策を提案

2 学年科目  
「農業実践研究」  
学校農場や地域の  
実習先で実践

3 学年科目  
「課題研究」  
これまでの学習を踏  
まえた研究

